## 令和3年9月定例教育委員会会議録

1 期 日 令和3年8月31日(火)

2 場 所 市役所南別館 3 階委員会室

3 開始時間 1時30分

4 終了時間 3時30分

5 出席者

児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員

その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、新村生涯学習課長、 桑畑文化財課長、末吉山之口地域振興課長

## 6 会議録署名委員

中原委員、岡村委員

# 7 開 会

#### ◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和3年9月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。 本日の委員会の終了時刻は、午後3時半を予定しております。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

では、市民憲章朗読をよろしくお願いいたします。

# 8 会議録署名委員の指名

# ◎児玉教育長

前会議録の承認といたしまして、皆様のお手元に令和3年7月の臨時教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第 15 条の規定により、中原委員、岡村 委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 9 教育長報告

## ◎児玉教育長

それでは、早速教育長報告をさせていただきたいと思います。事前にお配りしましたレジュメをご覧ください。

まず、報道等からでございますけれども、祝吉中学校が県中学校の中体連のハンドボールで県で優勝いたしまして、九州大会に進みました。九州大会では、準優勝でございました。その準優勝ということで、全国大会、いわゆる全中に行ったのですが、全中での結果は残念ながら1回戦敗退だったのですけれども、子どもたちは非常にいい経験をしたのではないかと思っております。

また、文化面では、西小学校、それから妻ケ丘中学校が揃って吹奏楽コンクール九州大会へ出場し、ど ちらも銀賞を受賞するという快挙でございました。

また8月は終戦にちなんだ色々な行事があったわけなのですが、8月6日に、都城市の空襲犠牲者追悼式に江平小学校の6年生全員、出てきてくれまして、不戦の誓いを新たにしていただいたところでござい

ます。

また、今町小学校でございますけれども、中高生が学習支援を行っていただいております。今町っ子まなび館というところで、地元の中学生、高校生が集まってくれて、小学生に教えてくれるというものであります。同じように、西小学校は、都城西高校とタイアップして、サマースクール「夏休みの課題解けた」というような記事が載っておりました。他の学校も実は沢山計画をしていたのですが、コロナの影響で学習支援につきましては、ほぼ中止になった状況でございました。

また、美術館といたしましては、木梨憲武展の来場者が3万人を突破したということで、最終的には3万5千人ぐらいの入場者でございました。これにつきましては、ほぼ20年ぐらい前だと思いますけれども、美術館のリニューアル記念でいわさきちひろ展が催されたときに、3万7千人の来場者があり、それに次ぐものでございます。コロナの影響の中、よく来場いただいたなと思っております。

それから、図書館でございますが、移転をしてから3年8ヶ月で入館者3百万人を突破するということでございました。色々と、学校、地域の頑張りが伝わってくるところでございます。

2つ目に GIGA スクール構想の実現に向けてということで、教育長スクール・ミーティングも延べ 30 校にわたって 22 回の中で行わせていただきました。写真にあるのは、左側が上長飯小学校、そして右側が沖水小学校の様子でございます。結構、密にならないようにと気遣っていただいたのですが、写真を見たら結構密かなと思ってしまいますけれども、換気とか、色々していただきながら、心温かく迎えていただきました。

今回、幾つか先生方の感想をここに載せておりますけれども、詳しいものにつきましては、お配りしましたのでご覧になっていただきたいと思います。

では、その感想について、少し読ませていただきたいと思います。

「互いの学校の実践を共有できたことは、今後の小・小連携や小中一貫につながっていくと思います。 個別最適化された学びの実現のために、都城市内の小中学校が共同して取り組んでいけると良いですね。 私も子どもたちの今と将来の笑顔のために活用場面を増やしていきます。」

この「互いの学校の実践を共有できた」というのは、6校あたりが2校一緒に合同でやったものですから、お互いの発表を聞く機会があったということで、なかなか良かったのかなと思っております。今後もそういう合同でやるとか、やり方を取り入れたいと思っております。

そのお隣でございます。「GIGA スクール構想について詳しく、そして、分かりやすく説明してくださいました。ありがとうございました。「自己調整力の育成」、「止めない勇気」を意識して、今後、取り組んでいきたいと思います。キャリアパスポートやデジタル化に非常に興味を持ちました。キャリアパスポートは時間と労力を要する働き方改革に逆行する代物だと感じています。負担軽減、削減をぜひお願いします。」ということでございます。

その下でございますけれども、「どこの学校も ICT を活用した取組を積極的に行っているのだと思いました。初めは使えるのか、できるのかと不安に思っていましたが、今は ICT を使ってどんなことをしようかなとわくわくしています。教師も子どもに教わることがあってもいいのかなと、改めて感じました。」

その他、「ICT 活用の見通しが持てずに不安に思っていることもありましたが、ステップが少し見えて、 やってみようという気持ちが少しずつ出てきました。また、教科の中でどのように使っていくのか、各主 任部会等でも話題にしながらできるといいなと思います。」

まさしくこの先生がおっしゃるとおり、各主任部会でクラスルームを結成しようかというようなことを 今、学校教育課の中では算段しているようでございます。

続いて、「私たち教職員が知らない、分からないからではなく、子どもたちと一緒に学んでいく姿勢が大切だと思いました。端末があるから、今までの学びのスタイルが変わると考えていたけど、今までの学び

を上手に融合させていくことで、子どもたちの主体的、対話的で深い学びが実現できていくと思いました。」 ということで、かなり確信をついているところだと思っております。

続いて、「タブレットを活用した授業について。かなりハードルが高いと感じていますが、今日の話を聞いて、「やらせてみる」、「自分が知らなくてもよい」、「自由に使う」、「止めない勇気」など、今までの自分の感覚と違う考え方で進める必要があると感じました。自分の意識をまず変えて、とりあえずやってみようと思います。」

続きまして、「GIGA スクール構想について、とてもよく理解ができました。公正な学びを考えた個別最適化にタブレットを活用した学びはとても効果的だと納得しました。対話的な学び、クラスルームでの発言で、担任している、(これは特別支援学級のお子さんだと思うのですが)児童が交流学級で発言できたことをとても喜んでいたことを、講話の中で主体的に学び、自己調整力が育まれたのだと理論づけて感じることができました。深い学びのステップに到達するよう、私自身も学びたいと思いました。ありがとうございました。」というようなご意見もありました。

最後に、「今日の講話を聞いて、具体的な活用の仕方についてのイメージが広がり、今後に対する不安感が大きく軽減しました。自己調整力の大切さについても再認識することができました。 2 学期から様々な教科等で学習のねらいに沿った効果的な活用ができるよう、積極的にタブレットに触れる機会を増やしながら、児童主体の学びが実現できるように努めていきたいと思います。」というような、感想が入ってきました。私が伝えたかったことがきちんと感想の中に入っていた方々のを選んだのですけれども、それ以外の先生方も気持ち的に楽になったとかいうようなお話も沢山ありますので、またそれらの感想はお読みください。

では続きまして、3番でございますが、コロナ禍における2学期開始についてということで、実は、8月24日、臨時校長会を行いました。極端にコロナの陽性者が増えたときでございました。学期が始まる前に先生方に伝えたいという思いがありまして、これは全ての校長先生と学校とつながることはできるのですけれども、そうなると、画面が54画面必要になってくるわけですので、校長先生方の顔がものすごく小さくなってしまうので、中学校区ごとに集まってもらいました。たとえば高崎だったら、縄瀬とか江平とか、高崎麓とかいうところが一か所に集まって、受けていただきました。私と深江課長が講話した後に、小中一貫としてどういうことができるかということを話し合ってもらっております。その内容に使った資料でございます。

まず、学校の役割ということでお話をさせていただきました。学校の役割と言えば、まずは、学習機会と学力の保障が第一なのですけれども、コロナによって、私たちが本当に感じたのは、全人的な発達・成長の保障や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康の保障というものを大きく学校は担っているのだなと思ったところです。爆発的なコロナ感染に関しまして文部科学省は、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような、つまりロックダウン、そういう場合にとるべき処置であり、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があるという声明を出しました。この後に、文部科学省は臨時休業に対するガイドラインというものを出していただきました。ガイドラインの主なものは、複数の子どもたちが同じ学級で感染者が見つかった場合には、学級を閉鎖するというような話。それから、同じく同学年の他のクラスに感染者が見つかるような場合には、学年を閉鎖する。その感染が学校全体に入っているとすれば、学校を閉じるという3段階のガイドラインを出してきています。それに合わせた形で、当教育委員会も考えなければならないなと思いましたので、都城市教育委員会は、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、保健所の調査、学校医の助言等を踏まえて検討し、判断するとお伝えいたしました。感染が広がるおそれの範囲を見て、保健所と相談の上、学級単位や学年単位など、必要な範囲で臨時休業としていきたいと考えております。

そして、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導については、今日も校長先生方にはお願いしたのですけれども、学習指導を行う際には、教科書に基づいて指導を行ってくださいという、ちょっとハードルを上げたのですけれども、そういうお話をしました。

といいますのは、前回の1月からのコロナで臨時休業のあった学級に対して、持ち帰りを行ったのですが、その際には、朝の会とか、1日の指示というようなものでおしまいになったわけです。それをステップ1の段階として、すぐにでも、誰にでも、どの教科でも使えるようにしていただいて、実際に持ち帰ったときには、きちんと学習を進めていただきたいということの話をしました。教科書と併用できる教材がありますので、たとえばデジタルまたはアナログの教材とか、オンデマンド、NHK などのテレビ放送等を見せたり、今ある ICT 環境クラウドを活用したりして指導することが重要であるということです。臨時休業時の学習指導を可能にするために端末を持ち帰るよう、安心・安全に行えるよう環境づくりに取り組んでくださいというお願いもしております。また、クラウドを活用した学習を学級内に日頃より行えるようにしておいてください。日頃からやっていると子どもたちも慣れますので、使えると思います。このなお書きからなのですが、なお、家庭の通信環境が整っていない児童生徒については、別途、電話連絡やプリント配布などの指導体系や、特別に登校させるなどの対応が取り組めるよう想定しておくことという形で、今日お話もしました。

これにつきましては、文部科学省も言っているのですけれども、濃厚接触者にあたった者は登校できませんが、それ以外の人たちも一斉に休業しないとならないという時に、家ではそういうことが難しいという子、それから、家庭で預かること、家庭での学習が難しいという子もいますので、そういう子は学校に出てきてもらうようにしていくというような考え方です。

4番目でございますが、新学期の開始に向けて、臨時校長会でお見せしたものでございます。文部科学 省は8月19日だったと思いますが、萩生田大臣の名前でこのような文書が出ました。今、最も子どもたち が悩み、苦しんでいる子が多い時期ではないかということで、このようなものが発出されていますという 紹介とともに、右側の保護者、学校関係者の皆様へというところのちょうど中段にあたります、「これまで に関心のあった言葉に対して興味を失っている子ども」や「成績が急に落ちたりする子」、「不安やイライ ラが増し、落ち着きがなくなる子」、「投げやりな態度が目立つ子」、「健康管理や自己管理が疎かになるよ うな子どもたち」に目配せ、気配せをしていただきたいというような話をしております。

そして、今日新たに、全国学力学習状況調査の結果というプリントをお渡ししたいと思います。この結果は、本日の17時が報道解禁でございます。その前に委員の皆様方にお伝えしようと思ってまいりました。都城市が所属しているのは南部でございますが、あまりよろしくない状況でございます。小学校6年生ですけれども、平均すると南部よりも都城市が少しいいのですけれども、このぐらいですから、もう少し頑張らないといけないかなと思っております。

また、中学校のほうですが、中学校のほうは大いに問題がありまして、全国と県との差が広がった。ここは相当厳しいということで、県の義務教育課が中学校の校長と数学担当者にリモートで研修会をやりたいということの申し出が今来ているところでございます。どんな形になるのか、まだ中身は全然分からないのですけれども、かなりの危機感を持っているということでございました。これにつきましても、都城市は南部教育事務所管内では大体平均値に近いところにおります。 5、6年前は南部の成績に全然届いていなかった時期があったので、それからすると南部の足を引っ張っているというふうに昔言われたことがあるのですが、そういうことはなくなったのですけれども、逆に南部を引き上げるような気持ちでいかないといけないというふうには思いました。

以上のような結果でございました。

ここまでで何かございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

では続きまして、生徒指導状況報告の内容を報告していきたいと思います。

では非行等問題等、中学校1件ありますけれども、中学校3年生が万引きで、警察から学校に連絡があり、万引きであることが判明した状況でございます。警察が解明して取り調べを行っているという状況でございます。今後、本人、保護者と大いに相談をしていかないといけないのですが、どうも家庭がなかなか協力がなく、その後、どういうふうにこれから色々指導していくかということで、考えているところでございます。

続きまして、不登校でございます。相変わらず多いのでございますが、折れ線グラフを見ていただきますと、小学校がグラフの下のほうに数字が入るのですけれども、6月が38人、7月が39人、プラス1で何とかしのいでいただきました。中学校も一緒です。中学校も6月150人、7月151人、この1人増えているというのは、下のほうの注釈に書いてありますように、解消をしたのが4人、新規になったのが5人、これでプラスマイナス1というような状況の中、学校の頑張りに本当にありがたいなとは思っているのですが、しかしながら、中学校のレベルで見てみると、平成29年の2月、3月のレベルが今のこの時期になってきている数字であるということを考えれば、本当に危機的状況であるなと思っていますが、全国的に県外でも、今不登校が爆発的に増えている状況です。コロナの影響もあるのだろうと思います。しかしながら、苦しんでいる子どもたちがいれば、それを救っていく方法を考えないといけないと思っているところでございます。ICTとかそういうものも使いながら、ここは解消に向けて頑張りたいと思います。

この時期の新聞記事は、いやだったら行かなくてもいいんだよという新聞記事が多く出てきて、都城でも、宮崎でもそのような記事が多く出てきております。確かに、無理強いすることは、今はなかなかできないかもしれませんが、先ほど私がお話をした学校の役割として、全人的な発達成長の保護や居場所づくりのセーフティネットというそういう立場からすると、学校に帰ってきてほしいなと、そして、子どもたちにみんなで笑い続けてほしいなと思っている次第でございます。

続きまして、交通事故でございます。7月中の報告は0件でした。

いじめに関する報告でございます。いじめの認知件数でございますが、小学校が 182 件、中学校が 8件でございます。そして、解消率ですが、今現在、全部足し合わせると小学校が 657 分の 84 になるのですけれども、4月の段階を見ていただくと、4月で出てきたのが解消されたかどうかというのは 3ヶ月みないといけないので、81 人というところから始まっています。それからすると、84 件が解消されたということは、前年度から引きずっているものも解消したという、そうやって少しずつでも解消率を上げているということも念頭に置きながらやっていきたいと思っております。中学校のほうも 39 件中 8 件が解消したと見なされています。報告のあったものにつきましては、小学校 6 年生の同級生 5 名からいじめられていたというようなことが報告に上がってきております。ふざけて突いたり、蹴ったりしていたというようなことなのですが、傍から見るとじゃれあっているような雰囲気にも見えるようなところですが、被害者のこの子はこれについては、非常に心を痛めておりまして、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、定期的に指導をしていかないといけないと思っています。加害者の立場に立った対応をしていきたいと思っています。

続いて、不審者、声かけ事案でございますが、7月中は0でございました。

虐待案件、小学校1件、中学校0件ということでございます。小学校というのは、小学校両方とも兄弟でございまして、2年生と4年生でございました。被害の種類としましては、行方不明になっています。7月の頭に無断欠席があったため、家庭に連絡をしました。祖母によると、昨夜から母と子ども2人が行方不明になっているということで、お母さん自身が自傷行為を行ったりというような、不安定な方だったので、急いで探したということでございました。この件につきましては、本当に、校長先生が寄り添って、このお母さんにも寄り添いながら落ち着かせているところでございます。この件につきましては、こども

課と学校が協議をしており、そして、おばあちゃんは大変心配していらっしゃいますので、同じようなことがあった場合には、警察、児相への通報をするように要請をしたところでございます。今のところ落ち着いているということでございます。

続きまして、校内外の事故としましては、中学校3年生が誤ってベランダから転落したというようなことがありました。これにつきましては、8月18日に学校でカウンセリングを受けるというような連絡が入ってきて、実際にカウンセリングをしたところでございます。医師会病院から別な病院に転院をしています。その転院をした病院では、リハビリを行っているということで、校長先生が元気な様子を確認しております。本学期から登校をしているところでございます。かかとの複雑骨折なので、なかなか不自由な部分もあるかと思いますが、登校しているところでございます。

ここまでで何かございませんでしょうか。

## ○岡村委員

ありがとうございます。

不登校のことなのですけれども、人数は中学校において極端に増えてきているわけなのですが、大体、 例年は年度末に上がっても、年度当初には少し下がるような感じなのですが、今回は下がらずに高いとこ ろからスタートしている。その理由として、どのような問題が出ているのかなと思いまして、お伺いした いと思います。

たとえば、小学校からの継続というのが増えてきているのも原因なのかなと思って、平成30年、令和1年、令和2年の小学校の一番高いところを見ますと、増えている部分が影響して中学校の3年度に加わってきているのかと思ったりもするのですが、何か分析されているのがありましたら、教えていただきたいと思います。

#### ◎児玉教育長

詳しい分析をしたわけでもないのですが、今、岡村委員が言われたように、令和1年の2月で終わっていますけれども、これは3月は学級一斉休校をしたせいで、国が閉じろと言われた部分です。その時が実は最も小学校は多いのです。非常に厳しい状況であったのは間違いないと思います。コロナになり、2月からそういう意味ではどっと増えてしまった。その影響が2年、3年と続いているというふうに思っています。中学校の4月の状況を見ていただきますと、もちろん年々増えてはいるのですけれども、95とか、117とかいうような数字は、今までなかったところなのです。ですから、小学校でも行きづらくなったとかいうようなお子さんは増えているのだろうなと。そこに今までとは違う対応をしていかないと、これは間に合わないなというような気持ちでいます。なかなか厳しい数字が出てきているわけなのですけれども、今やれることをとにかく学校と切れないようにしていきたいと。家庭と学校が切れないようにしていきたいということで、頑張ってもらっています。解消した4件につきましては、学校とSSWと先生方が非常にいい関係ができていて、うまく回ったのがこの4件です。お聞きすると、子どもは学校に行きたいというふうに思えるようになったのは、やはり、周りの大人の力も必要なのだなと思っております。

今のところ、このぐらいしか分からないのですけれども、よろしかったでしょうか。

# ○岡村委員

小学校でもやはり不登校児への関わりが重要になってくるのかなと、今、お話を伺いながら思いました。 小学校においては、家庭の教育力の差があって、なかなか大変な方が多数いらっしゃってて、家庭の指導 も大事だなと思いました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

### ◎児玉教育長

そうですね、ずっと家庭の中にいるというのもよろしくないとは思います。ですから、それを強いてしまっているところもありますので。

## ○赤松委員

学校生活は子どもの成長・発達に果たす役割という点で大きい役割を持っていると思うのです。一人で学ぶのではなくて35名なり、40名なりの集団の中でお互い成長し合って友人関係を培いながら成長していくという、この学びの役割の大きさを考えると、保護者の中で行かなくてもいいんだよというふうにお考えになる方々へ、何らかの形で学校教育の持っているすばらしさをご理解いただいて、ご協力いただけるような指導をしていただければありがたいなと思っております。

#### ◎児玉教育長

分かりました。

学校が魅力的であることが一番かなと思っています。また、校長会でも指導をしていきたいと思います。 ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、教育長報告を終了させていただきたいと思います。

### 10 議 事

## 【議案第28号】

### ◎児玉教育長

それでは、議事に入ります。

本日の付議事件は、報告4件、議案6件でございます。では早速お願いします。

では、議案第28号を山之口地域振興課長から説明をいただきます。よろしくお願いします。

#### ●末吉山之口地域振興課長

山之口総合支所地域振興課末吉です。よろしくお願いします。では、座って説明させていただきます。 それでは、議案第28号 都城市公民館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。 お手元の資料の71ページをお開きください。

条例制定改廃更新説明書の制定改廃を必要とする理由でありますが、令和4年度に山之口総合支所、山 之口地区公民館を複合施設とする都市構造再編集中支援事業にて、山之口地区公民館のリノベーションを 実施する予定であります。この工事期間中に、山之口地区公民館機能の一部を隣接する山之口総合支所庁 舎2階へ一時移転する必要があることから、条例に規定する地区公民館の一部を変更するために所要の改 正を行うものであります。

条例案の内容でありますが、都城市公民館条例第4条中、都城市山之口町花木1934番地1から山之口町花木2005番地へ位置の変更を行うものであります。工事期間中に一部移転する公民館機能は、図書室と事務室になりますが、公民館教室や社会教育関係団体の方が利用されます研修室等の機能は、山之口シルバーヤングふれあいの里や他の地区公民館を利用していただくことになります。その際の使用料につきましては、現行と同様に減免対象となるものであります。

なお、この条例改正の都城市議会への提出は、本年12月議会の提出を予定しております。

お手元の資料の73ページになりますけれども、条例の改正前と改正後の対照表であります。

75ページは、現在の山之口地区公民館と山之口総合支所の位置図になります。77ページ、78ページは、社会教育法の抜粋であります。79ページは、都城市公民館条例の抜粋です。最後に、80ページは、現在の地区公民館と総合支所の配置図となっております。

なお、法規等の審議会等で検討を重ねた上での改正となりますので、現段階での案としては以上になります。

以上で、議案第28号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ◎児玉教育長

では、議案第28号につきまして、ご質問、意見がありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

### ○赤松委員

丁寧にご説明いただき、よく分かりました。

#### ◎児玉教育長

それでは、議案第28号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

# ●末吉山之口地域振興課長

よろしくお願いします。

# 【報告第64号、報告第65号】

### ◎児玉教育長

続きまして、報告第64号及び報告第65号を文化財課から説明をいただきます。よろしくお願いします。

### ●桑畑文化財課長

こんにちは。文化財課の桑畑でございます。

まず、報告第64号でございます。令和3年度秋期体験学習会「大島畠田遺跡を楽しむ夕べ」開催要項の制定についてです。この件については、残念なことをお話しいたします。

本事業は、都城市金田町の国指定遺跡大島畠田遺跡を紹介して、地域の文化財や歴史を身近に感じてもらうために、令和元年度から取り組んでおりますイベントでございます。第3回目となります本年度は、9月25日、土曜日に計画をしておりましたが、このところの新型コロナウイルスの感染拡大状況の中、県独自の緊急事態宣言が9月12日まで期間延長されたため、通常2週間前からかける募集期間が取れなくなったことと、現時点での県の行動要請を踏まえて、大変残念なことではありますが、今回は開催を見合わせることとしております。

第64号については以上でございます。

続きまして、報告第65号 令和3年度歴史シンポジウム「謎を秘めた古代都城 平安時代前期の様子を考える」開催要項の制定についてでございます。開催要項をご覧ください。

開催趣旨は、多くの市民に地域の歴史を身近に感じてもらい、文化財保護への興味や理解を深めてもらうためでございます。現在に続く文化や行事が誕生したのは平安時代です。現在の都城盆地は、律令制度に基づいて日向国諸県郡に属していました。日向国の中核施設である国府は、現在の西都市にあり、郡の役所は国富町にあったと考えられています。奈良時代から平安時代にかけての8世紀後半、都城盆地では、集落が忽然と姿を現し始めます。そして、国指定遺跡大島畠田が最盛期を迎える9世紀中頃から10世紀前半には、盆地全体で開発ラッシュを迎えます。今回のシンポジウムでは、古代日向国の中の都城について、奈良時代の終わりから平安時代前期の集落の様相を全国的な様相と比較しながら、市民の皆様へ分かりやすく紹介をするという計画です。

開催日時でございますが、令和3年12月19日、日曜日、13時から15時30分まで、会場はウエルネス交流プラザ1階の茶霧茶霧ギャラリーです。講師には、島根大学の大橋泰夫教授、西都市教育委員会の津曲大祐さん、本市文化財課の近沢主幹を予定しております。後半のシンポジウムは、ご講演いただいた先生方にご登壇いただき、宮崎放送ラジオパーソナリティーの平山淳子さんに司会をお願いする予定です。定員でございますが、本会場の通常の定員の50%以下の60名とし、事前申し込み制にします。

なお、当日は会場前のロビーで、関連する遺跡から出土した遺物の実物展示も行う予定です。

末尾の11番に記載しておりますように、開催に際しましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、受付での体温測定、手指の消毒、会場の席割りや間隔を開けるなど、対策を講じて取り組むようにいたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

報告第64号における大島畠田遺跡を楽しむ夕べにつきましては、残念ながら中止という形になってしまいました。

では、報告第65号につきまして、質問やご意見等がありましたら、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

それでは、報告第64号及び第65号を承認いたします。ありがとうございました。

### ●桑畑文化財課長

ありがとうございました。

# 【報告第63号】

#### ◎児玉教育長

では続きまして、報告第63号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

#### ●新村生涯学習課長

生涯学習課でございます。それでは、生涯学習課からの報告に入ります。

報告第63号 令和3年度都城市成人式開催要項の一部改正について、ご説明いたします。

資料の7ページをご覧ください。

令和3年5月定例教育委員会におきまして、令和3年度都城市成人式開催要項の制定について、ご審議いただいたところでございます。5月の段階では、開催日程のほうを令和4年1月4日から1月10日を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度延期分の成人式が令和4年1月2日から1月4日に再延期になったことにより、令和3年度成人式の開催日程を令和4年1月4日から1月10日までに変更することにいたしました。式次第につきましても、令和2年度延期分の成人式と同様に、60分から30分に短縮化を図るとともに、アトラクションはしない方向で考えております。

以上、生涯学習課からの説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

## ◎児玉教育長

それでは、報告第63号につきまして、ご意見、ご感想でも結構でございますが、いかがでしょうか。 それでは、報告第63号を承認いたします。ありがとうございました。

## ●新村生涯学習課長

ありがとうございました。

### 【報告第62号、議案第25号、議案第26号】

### ◎児玉教育長

それでは、報告第62号、議案第25号及び第26号を学校教育課長から説明していただきます。よろしくお願いします。

## ●深江学校教育課長

よろしくお願いします。

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第62号 臨時代理した事務の報告と承認について、令和3年度都城市少年補導員の追加処分についてです。

令和3年度都城市少年補導員について、1名の追加があり、別紙のとおり委嘱いたしました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、PTA総会等が延期や中止となり、5月中に少年補導員の選出ができなかった学校について、遅れての委嘱となっております。現在の補導員総数は172名です。

次に、議案につきましてご説明いたします。

議案第25号 都城市学校規模等適正配置庁内検討会設置要項の制定について。都城市学校規模等適正配置庁内検討会設置要項を別紙のとおり制定いたします。

都城市小中学校適正配置規模については、文部科学省が示している学校適正規模の指針に基づき、定期的に見直すことが必要です。本市は、都城市教育振興基本計画により、5年ごとに1歳から5歳の各地域の居住者数を把握し、各学校の将来像について見直しを図ることとしております。前回は、平成30年3月に見直しを行っており、今回、令和5年3月の改定に向け、まずは配置方針に関するデータの集約及び分析を通じた諸問題の整理を行う庁内検討会の設置について、要綱を定めるものです。委員は、教育総務課及び学校教育課の関係職員7名で構成し、必要のある場合には、他の執行機関の職員から意見を聴取することができるものとしております。

続きまして、議案第26号 都城市立小中学校適正配置更新策定検討会設置要項の制定について。都城市 小中学校適正配置更新策定検討会設置要項を別紙のとおり制定いたします。これにつきましても、ただい まご説明いたしました都城市学校規模等適正配置庁内検討会の調査結果を受け、配置方針に関する諸問題 の調査・分析や配置方針の策定推進に関して、協議を行う組織として、都城市小中学校適正配置方針策定 検討会の設置について、要項を定めるものです。委員は、庁内検討会の委員に加えて、小学校及び中学校 長会のそれぞれの会長と小規模小・中学校長の代表とし、11名で構成することとしております。

以上で、学校教育課の報告及び議案のご説明を終わります。よろしくお願いします。

## ◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第62号、議案第25号及び26号につきまして、ご意見、ご質問があればよろしくお願いいたします。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第62号、議案第25号及び26号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

## ●深江学校教育課長

ありがとうございました。

## 【議案第27号】

#### ◎児玉教育長

では続きまして、議案第27号をスポーツ振興課長からご説明いただきます。よろしくお願いします。

#### ●森重スポーツ振興課長

議案第27号 都城市都市公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例 について、ご説明いたします。

資料の条例制定改廃方針説明書をご覧ください。

まず始めに、都市公園法施行令について、ご説明いたします。

都市公園法施行令では、都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積の割合が 100 分の 50 を超えてはならないと定められております。しかし、近年、バリアフリー化等で運動施設の敷地面積が増加するなど、社会状況等の変化に対応した改修等が困難になる事例が生じていることから、運動施設の割合を地方公共団体が自ら条例で定めることができる施行令の改正が平成 29 年に行われました。それを受けて、土木部のほうで平成 30 年に当条例に運動施設の面積の割合を 100 分の 50 以下と定めているところでございます。現在、都城運動公園は、国民スポーツ大会に向けたテニスコートの整備を進めているところでございます。現在、都城運動公園は、国民スポーツ大会に向けたテニスコートの整備を進めているところですが、資料の真ん中に表がありますけれども、その一番下にありますとおり、整備後の運動施設の敷地面積の割合が 50%を上回ることが判明いたしましたので、今回、条例改正を当課のほうで行うこととしております。条例改正の内容につきましては、新旧対照表の資料をご覧ください。第6条の100分の50とするを原則として100分の50とする。ただし、都城運動公園については100分の60とすると改めることにしております。条例改正については以上です。

今後のスケジュールにつきましては、10月の庁議、12月の議会に上程する予定でございます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、議案第27号につきまして、ご質問等やご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、議案第27号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

#### ●森重スポーツ振興課長

よろしくお願いします。

# 【議案第23号】

## ◎児玉教育長

続きまして、議案第23号を教育総務課長及びスポーツ振興課長からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ●大田教育総務課長

教育総務課でございます。

それでは、議案第23号 職務権限の特例に関する意見について、ご説明いたします。

資料の23ページをご覧ください。

教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、スポーツに関すること、ただし学校における体育に関することは除きますを、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行することとする事務とするため、職務権限の特例に関する条例を制定する議案を作成するために、今回、市長から意見を求められているものです。

24 ページをご覧ください。移管の目的、全国的な状況、事務執行の方法、25 ページに、メリット、調整事項が記載してあります。条例案につきましては、26 ページ、移管する事務につきましては、27 ページに記載しております。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、資料にお目通しくださり、事前にご質問を送付してくださいまして、どうもありがとうございました。本日、お手元に委員の皆様からの質問に対する市長部局の回答をお配りしておりますので、その資料に沿って、ご説明いたします。

まず、No.1 質問事項、市の各種施策との連携や全国的に展開する事業にスピード感をもって取り組むことやワンストップ体制の構築は市民にとっても利便性の向上につながるため、スポーツ振興課の市長部局への移管はメリットが大きいと思います。さらに、市長部局への移管は、スポーツコミッションの設立支援に大きな役割を果たすと思います。

ただ、市長部局に移管することで、スポーツ振興課の業務が増大すると思いますので、学校教育や社会教育に関する業務に支障が出るのではないか心配です。連携体制の具体的な説明をお願いします。

また、教育振興基本計画に挙げられた課題に基づく施策についても推進し、課題解決に努めていただきたいと思います。

これに対して、市長部局の回答は、本市の政策的な重要事項等については、部長会議や庁議など様々な形で情報の共有、あるいは重要な物事を意思決定する場が設けられています。また、平成27年度に設置された総合教育会議においては、教育行政に係る重要案件について、市長と教育委員の皆様が直接意見交換を行うなど、市長部局と教育委員会の両者が政策の方向性を共有し、一致して執行する体制の構築も進んでいるところであります。まずはこのような既存の枠組みの中で、これまでどおり相互理解と協力体制を構築しながら、円滑な事務執行に努めてまいりたいと考えております。

なお、移管後のスポーツ振興課については、設立予定のスポーツコミッションのバックアップセクションとしての機能強化など、執行体制の見直しを含めて検討中であり、教育委員会やスポーツ関係団体等との連携に不安を残すことがないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

併せて、部活動、スポーツ少年団活動の支援、ジュニアトップアスリート事業、スポーツ習慣化促進事業など、従来からのスポーツ振興課事業につきましても、支障が出ないよう、これまで同様、学校教育課等と機密に連携を図ってまいります。教育振興基本計画に掲げる各種施策についても、スポーツが持つ楽しさや魅力、効果を最大限に活かすべく、これまで同様、積極的に推進していきたいと考えております。

続きまして、No.2 質問事項が、こちらは先ほどの資料23ページの令和3年8月13日付の都総政第375号の文書の記書にある「教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し及び執行することとする事務、スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)」と記載されていますが、学校における体育に関することをは、学校における教科体育指導に関すること及び学校行事の中の運動会、体育大会、持久走大会、水泳大会等、体育的行事に関することと考えてよいのか、また、その他どのようなことが考えられるのか、お示しいただきたいという内容です。

この質問に対しまして、学校における体育に関することにつきましては、委員のご質問のとおりでございます。このほか、例に挙げられたもの以外につきましては、運動部、部活動に関することなどがございます。

続きまして、No.3です。こちらも先ほどの資料 25 ページの5、メリット調整事項の(2) 調整事項の記載事項に、教育委員会、市立小中学校との連携体制を改めて確認、調整する必要がある。教育委員会、学校長会等を通じて、これまで同様に連携体制を構築するとありますが、令和4年4月1日へ向けて、校長等への説明のみならず、市内各小中学校における教職員に対して理解を深める、理解しやすい資料等を作成して説明されるなど、適時性を考慮しつつ、なおかつ時機を失することなく十二分にご対応いただきたいと考えています。

こちらの質問に対する回答としまして、本件については、先日の定例教育委員会での事前説明後、スポーツ関係団体の代表であり各競技団体等を掌握する都城市スポーツ協会の代表の方々へ概要説明を行ったところです。このほか、今後は小中学校や関係団体等への周知、説明等につきまして、適切な時期と資料により丁寧に対応してまいりたいと考えております。との回答です。

続きまして、No.4 質問事項が各小中学校における体育館及び運動場、武道場等の管理及び開放等有効利用について、あくまでも各小中学校の児童・生徒の授業及び部活動、学校行事等を優先され、各学校の児童・生徒の教育活動の場を第一に、併せて保護者の有効利用の場としても尊重してくださるよう、十分ご配慮いただきたい。

これについての回答は、学校体育施設については、これまでも学校行事、その他学校長の判断により一般開放が可能な日時のみを対象として、利用させていただいております。この体制につきましては、今後も継続し、当然、児童生徒の教育活動や部活動を最優先にしていただくことを前提に、社会体育活動の場として有効に利用できるよう調整させていただきたいと考えております。

なお、現在も部活動の練習場確保が困難な場合等は、一般の体育施設を利用するなどの対応をとっており、これらについても引き続き柔軟に対応したいと考えております。との回答です。

続きまして、No.5 質問事項が小学校体育連盟や中学校体育連盟等、陸上競技連盟及び柔剣道連盟、その他各々の競技団体等関係団体との連絡調整について、この事務移管に関する事柄が議会関係行事等、市民に公開する時期等を考慮しながら、適切にお進めいただきたいと考えます。所掌事務移管に伴い、人間が行うことですからミスや見落としも起こり得ます。くれぐれも遺漏なきよう実施され、円滑に事務移管が行われますよう、両部局が連絡調整を図るとともに、常に市長部局ご担当部署がイニシアティブをとってご対応くださるようお願いいたします。

これに対する回答が、事務移管に係る具体的な事務事業やその影響等につきましては、これまで関係部局間での協議を続けており、遺漏なきよう十分に精査を行いながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。なお、移管に伴い、具体的な調整が必要な団体等につきましては、ご理解をいただくよう適切に対応してまいります。との回答です。

続きまして、No.6 質問事項が現在のスポーツ振興課の部署そのものが市長部局へ移管し、定数はゼロになるのでしょうか。これまで学校教育課及びスポーツ振興課が協力し合って、本市内小中学校の体力の向上、体育の振興及び競技力向上並びにスポーツ振興等に向けての取組を進めてきています。そんな中、9名のスタッフ全員が市長部局へ異動となれば、学校教育課に課せられる役目はさらに大きいものになり、指導主事等学校教育課職員の事務は繁多となることが考えられます。学校教育課職員の働き方改革も大きな課の一つと考えております。したがって、9名全員の異動となることは避けていただき、令和4年度当初から中核となって進める人材を一人でも本市学校教育課へ増員派遣する手だてを講じていただき、令和4年度当初から中核となって進める人材を一人でも本市学校教育課へ増員派遣する手だてを講じていただき、令和4年度からの移管運営事務が円滑に進むためのご配慮をお願いします。

こちらに対する回答としましては、今回の移管に当たり、現在のスポーツ振興課で所管する事務は全て市長部局に移ることとしておりますが、これまでどおり、学校教育課等との連携を十分に図りつつ、スポーツ振興や競技力の向上といった取組を協力して進めてまいりたいと考えております。人員の配置につきましては、市全体の組織体制や事務事業を俯瞰的に捉えならが、業務量及び執行体制について、関係課との調整を行った上で、適切に対応してまいりたいと考えております。との回答です。

最後にNo.7ですけれども、質問事項が学校体育関係関連事業や学校施設開放に係る連携の調整にタイムラグが発生したりしませんかというご質問に対して、市長部局と教育委員会での連携につきましては、庁内での意思決定に係る既存の枠組み等を活用しながら、これまでどおり適時適切にスピード感をもって対応してまいります。また、学校施設開放等の具体的な事務事業につきましても、これまでどおり各学校長や各地区体育協会等の関係機関との連携体制を継続することで、調整のタイムラグが生じることがないものと考えております。との回答です。

教育委員会事務局といたしましても、スポーツに関することが市長部局に移管された場合でも、学校体育や社会教育との連携を維持しつつ、教育行政の推進を図ってまいりたいと考えております。市の意思決

定機関である庁議には、教育長、教育部長も出席しまして、情報共有や政策調整を行ってまいりますけれども、施策を推進していくためには、平時からの担当課レベルでの情報共有、協議も大切だと考えているところです。

現在、たとえば、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の施策については、日々、市長部局と連携して対応しているところでありますけれども、今回のスポーツに関する事務の移管につきましても、これらと同様に、緊密に連携して対応していきたいと考えているところです。

以上で、議案第23号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

総合政策部の総合政策課が回答をこういうふうに付けてきてくれたわけなのですけれども、もう1回、 お返しすることもできるし、少し話をもっていきながら、最終的には教育委員会としてどういう立場でこ れに臨むかということをお決めいただきたいと思っているところでございます。

では、まず最初に、この回答について、ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。どうでしょうか。

### ○岡村委員

ありがとうございます。

赤松委員の質問に対する回答について、ちょっと伺いしたいと思います。

これは、学校における体育に関することを除くということで、多分、学校における体育は学校教育課が担当するという意味だと思うのですが、回答のほうで、運動、部活動に関することなどがございましたけれども、部活動関係はスポーツ振興課の前のページの回答の1の下から7行目、あわせて部活動、スポーツ少年団活動の支援となっていますけれども、部活動は学校における体育に関することに除かれるということで解釈してよろしいのでしょうか。

# ●大田教育総務課長

部活動につきましては、従来、スポーツ振興課のほうで体育施設の貸し出しというところで、学校の施設でなかなか調整が難しい部活動に対して、他のスポーツ施設を使用料の減免などを行いながら、貸し出している状況にありまして、そういった支援につきましては、引き続き行いますけれども、こちらのNo.2に書いてある回答のものは、部活動は、学校体育に含むということです。

### ○岡村委員

社会人指導者等の内容等が、部活動の中で考えられていますけれども、これについてはスポーツ振興課のほうは関わりはないということで解釈してよろしいですか。

## ●大田教育総務課長

社会人指導者等につきましては、おそらく競技団体等との協力をいただきながら、検討していくことになるのではないかと思いますので、そういったところは、連携しながら進めていくという形になるかと思います。

## ●森重スポーツ振興課長

市のスポーツ協会のほうに公認スポーツ指導者協議会という組織がございますが、その組織は各競技の 指導者の公認を受けている方が集まっている協議会なのですけれども、具体的に部活動に関しての話が出 てきますと、やはり、そこの指導者の方たちと関わりを持っていきますので、当然、スポーツ協会と一緒 にやっていく、協議していくことになると思います。

#### ○赤松委員

それを担当する教育委員会の場所はどこになるのですか。

## ●森重スポーツ振興課長

これは今のところスポーツ協会自体がスポーツ振興課ですので、

#### ○赤松委員

それがなくなるわけですよね。

## ●森重スポーツ振興課長

なくなりますけれども、教育委員会が必ず協議に関わっていく、一緒に協議していくことになると思います。

#### ○赤松委員

だから、どの部署が担当するようになるんですか。スポーツ振興課がなくなっちゃうわけですから。

### ●森重スポーツ振興課長

教育委員会ではなくて市長部局に行きますけれども、市長部局にあるスポーツの担当課が学校教育課と 連携をとったりすることになります。

## ◎児玉教育長

27 ページをご覧になっていただくと、業務内容が全てある中の 21、22、それから 20 もなのですけれど も、地区体育協議会、指導者育成に関すること、その下のほうに地域スポーツ活動及びスポーツクラブの 指導者育成に関すること、この中にも部活動の指導者がいらっしゃるのです。そうなのです。だから、これを全部持っていってもらうのですが、指導者の部分で押さえるべきものがスポーツ協会なので、このスポーツ協会とともに市長部局のほうでやっていただきながら、窓口としてうちも一つ作っておかないといけないのです。

#### ○赤松委員

その窓口は学校教育課になるのでしょうね。

# ◎児玉教育長

はい、そうです。窓口としてこういう方がいらっしゃるので、部活動いかがですかとあっせんして、逆に、こういう部活動の指導者がいらっしゃいませんかというようなやりとりを今後していかないといけないことになります。

それでよかったですよね、組織は。

## ●森重スポーツ振興課長

はい。

### ○岡村委員

運動部活動についても、スポーツ振興課のほうで関わりを持っていただくということで、よく分かりました。ありがとうございます。

## ◎児玉教育長

ほかにはございませんでしょうか。

では、大体の流れとして、このような議会の流れに沿った形で、教育委員会も今後、すりあわせないといけない、今のような話とかは出てくると思いますけれども、方向性としては、移管の方向性でよろしいでしょうか。

### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、今、ご異議なしというふうにお見受けいたしましたので、今後、このことを総合政策課のほうに返していただいて、そして、詰めなければならない部分をしっかりと詰めていくというような方向でいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ●大田教育総務課長

ありがとうございます。

それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務の権限を特例に関する協議につきましてはご異議なしということをいただきましたので、市長から意見を求められておりますので、こちらの回答案のとおりに回答させていただきたいと考えております。

### ◎児玉教育長

回答が、市長の提案に異議ありませんということですね。 承知いたしました。

### ●大田教育総務課長

ありがとうございます。

#### ◎児玉教育長

よろしくお願いいたします。

では、1時間以上経ちましてので、ここで休憩をしていいですか。後残されたのは部長のみですので。 休憩を挟ませていただきます。

[休憩]

## 【議案第24号】

#### ◎児玉教育長

では、休憩前に引き続き、議案第24号を教育部長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

#### ●江藤教育部長

それでは、議案第24号 令和3年度9月補正予算について、説明をいたします。

1枚開けていただきまして、3ページの色つきの表をご覧ください。この表でご説明いたします。 教育委員会内では、学校給食課の歳入から説明します。

歳入におきましては、教育委員会内では学校給食課と都城島津邸を除く5課、総合支所では高城地域振興課の2課、計7課が対象となっております。表の右から2番目の補正額の一番下段をご覧ください。総補正額が8,003万2千円となっております。

それでは、主要なものを順にご説明申し上げます。

まず、教育総務課でございます。教育総務課は5項目ございます。まず、1番目の学校施設環境改善交付金、そして2番目、3番目の学校教育施設等整備事業債、一番下の防災・減災国土強靱化緊急対策事業債、これが西岳小学校の長寿命化改修に伴うものでございます。まず、1番上の学校施設環境改善交付金ですが、今回補正額が1,959万2千円となっておりますが、これにつきましては、当初予算では補正前額2,852万円でした。こちらは国のほうに概算要求計上した当初の予算額でございます。今年6月1日に交付決定がございまして、その際に約2千万円の上乗せがございまして、今回それを補正しております。

3番目の学校教育施設等整備事業債につきましては、今回の補正で皆減ということで、全てマイナスにしております。そのかわり、一番下の5番目ですが、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債を当初予定ではゼロでしたけれども、今回の補正で9,620万円ということで上げております。これにつきましては、3番目の学校教育施設等整備事業債より一番下の防災・減災のほうの事業債のほうが有利だということが判明しましたので、こちらで対応することといたしております。

続きまして、学校運営協議会ですけれども、こちらは2つございます。2つとも関連事業なのですけれども、宮崎県総合文化公園銅像観察事業補助金、下のほうが同じくその事業の実費徴収費ということになっております。

まず、この事業の内容ですが、これは郷土先駆者の労働に親しむ機会を拡充するため、校内活動として 県総合文化公園内の銅像見学を実施する費用でございます。上のほうが国の補助金から3分の1、下のほ うが保護者から徴収する徴収金実費としまして3分の2を計上して、この合算で歳出いたします。

続きまして、スポーツ振興課でございます。こちらが4つございます。一番上の社会資本整備総合交付金と一番下の4つ目の運動公園整備事業債でございますが、これは都城運動公園に係る交付金と起債でございます。これに関しましては、今回の内示が400万円強ということで、補正をしております。同時に起債のほうも360万円ございますが、こちらも合せて調整しております。

真ん中の2つ目が、スポーツ振興助成金、3つ目が公共施設等適正管理推進事業債でございますが、こちらの2つは、一万城上長飯地区体育館の改築整備事業費に充てるものでございます。当初は、補正前額の2,000万円で申請しておりましたけれども、交付決定では80%の歳入になっているということで、20%の400万円を減としております。その400万円の穴埋めといたしまして、3つ目の公共施設等適正管理推進事業債を400万円増やします。起債として、既存の360万円、残りの40万円を一般財源で入るとしております。

文化財課の遺跡発掘調査事業の委託収入ですけれども、こちらにつきましては 107 万 8 千円の増額としております。これにつきましては、歳出のほうでも詳しく説明いたしますけれども、高崎町の笛水にございます埋蔵文化財包蔵地、アリマサ遺跡内で九州電力が送電線の鉄塔を設置したいということで、先だって対象地の文化財の調査がございました。今年の3月25日と4月19日に対象地の試掘調査を行ったところ、縄文時代の早期の集落跡が発見されまして、その後、九州電力と協議した結果、鉄塔建設により遺跡が破壊される範囲について、記録保存のための発掘調査を実施することになり、その調査費用の経費として、107万8千円を業者が出すということで合意を得ております。その分の補正でございます。

それでは、歳出のほうにまいります。

歳出のほうは15ページの様式で説明いたします。

こちらは表と裏の両面でございます。今回の歳出につきましては、教育委員会のほうが都城島津邸の除く7課が対象、総合支所では、高崎地域振興課を除く3課が対象で、計10課補正をしております。総補正額は、16ページの補正額の一番下をご覧いただきます。総計のところで1億997万8千円、これが今回の総補正額となっております。

それでは、こちらにつきまして主なものを説明いたします。

まず、教育総務課のほうです。1番目の教育総務事務費としまして333万2千円の補正が上がっております。これにつきましては、令和2年度末の学校技術員の退職によりまして、欠員となりました運営分の代替として雇用した会計年度任用職員の下半期分の給料でございます。

続きまして、3番目の小学校教室不足対策事業として3,763万2千円計上しております。これにつきましては、児童数の増加により沖水小学校において教室が不足するために、令和6年度までに仮設校舎を5教室分設置、または立地するものでございます。

続きまして、学校教育課の一番上の修学旅行等支援事業(小学校)ということで、563 万円計上しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、修学旅行をキャンセルしまして、そのキャンセル料に係る負担金でございます。

続きまして、4番目の小学校 ICT 化推進事業で、86万4千円、そして、一番下から2番目の中学校 ICT 化推進事業で64万3千円計上しております。これにつきましては、今年度から開始したものですけれども、学校教育における ICT を活用した著作物の円滑な利用のために、著作権法に規定された必要経費を一般社団法人事業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)という名称ですが、この協会に対し支払うものでございます。中学校も同様です。小学生は1人当たり年間120円、中学生は180円で7月から3月までの9

ヶ月分の日割りの計算ということでございます。

続きまして、10番目の修学旅行等支援事業(中学校)で1,491万9千円、計上しておりますけれども、 こちらも小学校と同様に新型コロナウイルス感染拡大の影響によります修学旅行キャンセル料に係る負担 金でございます。

そして、学校教育課の一番下にございます統合型校務支援システム導入事業で 101 万円計上しております。こちらにつきましては、回線の使用料の不足分ということで計上しているところです。

続きまして、スポーツ振興課の都城運動公園整備事業社会資本整備総合交付金で、1,912 万8千円の計上がございます。こちらは、国の内示に伴いましての工事請負費の増でございます。及び市道中原通線の右折レーンの改修工事に伴う自主設計委託料の増でございます。ちょうど野球場と運動公園の道路の間に陸橋がありますけれども、あの市道の拡幅の委託料ということでございます。

続きまして、生涯学習課にまいります。4つ目の中央公民館としまして、692 万 1 千円計上しております。こちらにつきましては、雇用しております会計年度任用職員の3名に係る下半期分の報酬及び中郷地区公民館の屋内消火栓の設備制御盤、給水槽等一式の修繕料の増でございます。

続きまして、図書館管理運営費、下から2番目でございます。646万8千円計上しております。これにつきましては、図書館内の中央にございますホールの雨漏り、こちらで420万円、加えて屋上にございます空気調和機、こちらの機器の修繕料の増でございます。空気調和機の修繕料につきまして226万円計上しております。

16 ページをご覧ください。文化財課のアリマサ発掘調査受託事業、こちらで 107 万 1 千円計上しております。先ほどもご説明しましたけれども、民間であります九州電力開発の鉄塔建設に係りまして、アリマサ遺跡の発掘調査に係る経費でございます。

続きまして、学校給食課の1番上の学校給食センター施設整備事業で320万3千円計上しております。これにつきましては、学校給食センターでは、施設修繕について年次的に計画を立て、計画的に取り組んでおりますが、老朽化ということがございますので、設備の不具合が頻発しております。それに伴いまして、緊急の取り替えを行うものでございます。加えまして、山之口学校給食センターにおいて、7月異物混入がございましたので、これの解決のための施設整備の緊急取り替えを行うものでございます。

続きまして、学校給食課の最後の2つ目ですが、公会計化事業で265万1千円計上しております。これにつきましては、6月議会で条例等が可決されまして、給食管理システムの受注者も決定いたしました。これに伴いまして、導入支援事務委託契約を締結し、学校給食費の徴収に関する資料等の整備ができました。したがいまして、令和4年度各種様式等の印刷製本費及び発送用の郵便料を補正するものでございます。

最後になりますけれども、美術館管理運営費としまして 96 万 3 千円計上しております。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国庫補助を利用しまして、備品を購入いたします。その備品を申し上げますと、映像や音声配信等に必要な配信機器、カメラ、レンズ、三脚、編集機器等を購入したいと考えております。加えて、展示室や収蔵庫の二酸化酸素濃度を測定し、適正な換気を行い、安心・安全を確保するという意味で、CO<sup>®</sup>温湿度センサーを購入したいと考えています。

以上でございます。

### ◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、今、ご説明がありました議案第24号につきまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったですか。

#### ○中原委員

補正予算に関係ないかもしれないですけど、歳入のところでご説明いただきました宮崎県総合文化公園 銅像観察事業補助金、いわゆる銅像を巡るための費用を補助しますという。

### ●江藤教育部長

県のですね。

## ○中原委員

分かりました。ありがとうございます。

#### ◎児玉教育長

色々な銅像が立っているのですよ。若山牧水、それから高木兼寛とか、本当に有名な人たちがいるのですけれども、あそこに銅像があることすら子どもたちは知らないのではないかという、昔それを言われた経緯があって、だったら補助金を出して回ったら、これはバス代になっているのですよね。バス代を半額補助しますみたいなものがあって、手を挙げればそれにあたるというようなそういうものです。

### ○赤松委員

石井十次、それから、川越進かな、幾つかの銅像がありますよね。

#### ◎児玉教育長

銅像建てても誰も見にいかない、それではいけないと話で。

### ●江藤教育部長

岩切章太郎はよく知っていますけれども。

#### ◎児玉教育長

岩切章太郎は別なところにあります。

#### ○中原委員

ああそうですか、宮崎市役所のところに。

# ◎児玉教育長

公園の中にみんないるのです。公園にさえ足を運んでいただければ、子どもたちはみんなそれを見て回って、誰々と。

## ○赤松委員

結構、往復の時間がかかりますし、経費も必要になりますね。

## ◎児玉教育長

ほかにはないでしょうか。よろしかったですか。

それでは、議案第24号について承認いたします。ありがとうございました。

## 11 その他

## ◎児玉教育長

報告それから、議案につきましてはこれで終了なのですけれども、各課からの連絡事項とかありますか。 ないですね。

では、スケジュールについて。

### ●椎屋教育総務課主幹

私からは、9月と10月のスケジュールの確認をお願いいたします。お手元に1、2、3ページにわたりまして行事予定をお渡ししております。蛍光ペンで着色している部分だけを確認させていただきます。

まず、9月3日、金曜日ですが、13 時半から臨時の教育委員会を行います。委員会室になっておりますので、ご出席をよろしくお願いしたいと思います。

それから、12 日、日曜日、3つ色を塗っていましたが、1つ目の赤松委員に行っていただく予定でした 西中学校の体育大会は中止の案内があったということで、こちらは出席の必要はありません。

### ○赤松委員

中止ではなくて、来賓等を呼ばないということではありませんでしたか。

### ●椎屋教育総務課主幹

来賓なしでの開催ということで、修正いたします。岡村委員には、高崎中学校、中原委員に小松原中学校への出会を願います。

#### ○中原委員

私は無観客になったので、小松原中学校ですけど。

#### ◎児玉教育長

なしですね。無観客になったのですね。

### ○中原委員

無観客です。しかも日曜日の12日じゃなくて、10日、金曜日に変更しましたが、無観客で開催のため、 来賓はお断りしますということで、ご案内いただきました。

### ◎児玉教育長

やるのですかね、岡村委員来賓予定の高崎は。

## ●大田教育総務課長

学校教育課に確認をしてみましょうか。

### ●椎屋教育総務課主幹

また、学校教育課の副課長から、文書が届くと思いますので、そちらで確認をお願いします。

#### ○赤松委員

いただいたのは、学校教育課の副課長からの文書です。

# ●椎屋教育総務課主幹

確認をいたします。

10月6日、水曜日、10月の定例教育委員会となっております。

最後、3ページ目にいきまして、少し先ですけれども、10月24日、日曜日に濱田委員のほうに今町小学校の運動会にご出会いただく予定となっております。

以上です。

### ◎児玉教育長

スケジュールについて何かありましたら。

## ○岡村委員

2点あります。

1点は、教育振興基本計画の改訂版の見直し等について、スポーツ振興課の移転に関わる部分の相談内容があったのではないかと思うのですが、これについては、同時に今進んでいるのでしょうか。それが1点です。もう1点は、9月3日に臨時教育委員会が行われますけども、教育委員の参加数が濱田委員がご不幸で分からないので、何%とかというのはなかったのでしょうか。委員会が成立できるのは。

### ◎児玉教育長

半分以上です。

### ○岡村委員

半分以上、分かりました。大丈夫です。75%じゃなかったかなと思って。

#### ◎児玉教育長

では、先のほうの質問があった基本計画につきましてはいかがですか。

#### ●大田教育総務課長

今現在、総合政策課と協議している途中ではありますけれども、現時点では、今回の移管によってスポーツそのものに対する基本的な考え方自体が変わるわけではないので、計画の内容を大きく変えるという予定ではないのですけれども、移管の時期とか、この計画の策定時期などの観点から、期日に入れるべき部分が出てくるかどうかというところを今、調整しているところで、場合によりましては、教育振興基本計画は、おおむね5年で見直すこととなっておりますので、その時期をずらすというところも、今、検討しているところです。やはりパブリックコメントで皆さんのご意見をお伺いすることとなっておりますので、今回の移管については、12 月議会で議会の議決を得ることと、条例改正について、なっておりますので、それよりも以前にパブリックコメントをかけることはちょっと難しいかなと協議しているところです。〇赤松委員

改訂版を作るという提案でしたよね。 改訂版そのものを作るか作らないかは、まだ明確に決定していないのですか。

### ●大田教育総務課長

改訂版は作る予定なのですけれども、改訂版を作る時期を令和4年3月、もしくは令和4年4月という 形で、今準備を進めていたところですけれども、それをちょっとずらすという。

### ○赤松委員

今の時点で作る必要があるのかというと、ものが大きく動くという、というような気持ちでお尋ねしたのです。

#### ●大田教育総務課長

移管のところも含めた形で表現できるような形にするとなると、ちょっと時期をずらさないといけない ということです。

# ○赤松委員

慌てて今改訂版を出す必要はないのではないかということになりますよね。

#### ◎児玉教育長

パブリックコメントをとるので、たとえば、スポーツ振興課に関わるところでパブリックコメントを送ってきた人に対してこれはもうないのですよというのは、あまりにも不親切でいけないと思うのです。ですから、パブリックコメントを出すのであれば、体制が変わったあたりでやらないと、失礼にあたると思いますので、どうか、その方向でよろしくお願いしたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

# ●三角教育総務課副課長

先程の件を確認しましたが、高崎中学校の岡村先生は、来賓出席はなしでということです。

## ○赤松委員

岡村委員も行かなくていいということになるのですね。

#### ◎児玉教育長

ということで、来賓なしになりましたか。

中学校はこの時期にやらないと、中体連とかありますからね。

もう、ほぼほぼ無観客か、もともとそうだったのです。無観客でないところが3校だけ残っています。 そういうことです。

#### ○中原委員

予定表なのですが、10 月 29 日で終わっているのですけれども、31 日、大王小学校は運動会がこちらに

ずれたのではなかったですか。何か連絡はないですか。

### ●三角教育総務課副課長

大王小は31日です。今、表をもらってきたのでは31日になっています。

### ◎児玉教育長

大王小は中学校と相談しているのか、中体連がこの時期にあるのです。

## ○赤松委員

今回の運動会に関しては、私には学校教育課から文書が届いて、中原委員にはそういう文書が出ていないのでしょうか。

# ○中原委員

まいりました。

# ●三角教育総務課副課長

ぎりぎりぐらいに出したと思います。昨日、一昨日ぐらいに。

## ◎児玉教育長

こっちに連絡が来ていなかったのですね。そこのあたりをうまく打ち合わせをしてください。

## ○赤松委員

教育総務課が全部まとめていらっしゃるわけですから。

# ◎児玉教育長

ではよろしかったですか。

# 12 閉会

## ◎児玉教育長

それではこれをもちまして、令和3年度9月定例教育委員会を終了いたします。 ありがとうございました。

	この会議録は、	真正であることを認め、	ここに署名する。	
署	名委員			
署	名委員			

書記

教育長